

## ◎入札公告

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「政令」という。）第 167 条の 6 の規定に基づき、一般競争入札について次のとおり公告する。

令和 8 年 2 月 6 日

茨城県立こころの医療センター  
病院長 堀 孝文

### 1 入札に付する事項

- (1) 購入物件名及び数量  
日用品（単価契約）
- (2) 購入物件の特質等  
入札説明書及び仕様書のとおり。
- (3) 納入期間  
令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで
- (4) 納入場所  
茨城県立こころの医療センター 指定個所（茨城県笠間市旭町 654）

### 2 競争入札参加資格

- (1) 政令第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者であること。
- (2) 政令第 167 条の 4 第 2 項の規定に基づく茨城県の入札参加の制限を受けていない者であること。
- (3) 茨城県物品調達等競争入札参加者資格審査要項（平成 8 年茨城県告示第 254 号）に基づく物品調達等競争入札参加資格があること。ただし、茨城県物品調達等登録業者指名停止基準に基づく指名停止の措置を受けている者でないこと。
- (4) 本公告及び入札説明書に示す物件の規格（仕様）に適合した物件及び数量を確実に納入できることを証明した者であること。
- (5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (6) 茨城県暴力団排除条例（平成 22 年茨城県条例第 36 号）第 2 条第 1 号から同条第 3 号に規定するものでないこと。

### 3 入札説明書及び仕様書の交付期間及び交付場所等

- (1) 入札説明書の交付期間  
入札公告の日から令和 8 年 2 月 24 日（火）までの午前 9 時から午後 5 時まで。ただし、茨城県の休日を定める条例（平成元年茨城県条例第 7 号）に定める休日を除く。
- (2) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先  
〒309-1717 茨城県笠間市旭町 654  
茨城県立こころの医療センター 経理課 電話 0296-77-1151

又は茨城県立こころの医療センターホームページ

<https://www.mc-kokoro.pref.ibaraki.jp>

#### 4 入札参加資格等の確認

- (1) この一般競争入札に参加を希望する者は、一般競争入札参加資格確認申請書に2に係る証明書を添付して、3の(2)に示す場所に令和8年2月26日(木) 午後4時までに提出しなければならない。  
なお、提出した書類について説明を求められたときは、これに応じなければならない。
- (2) 入札参加資格等の確認の結果は、一般競争入札参加資格等確認通知書により回答する。
- (3) 前号により不合格の通知を受けた者は、この一般競争入札に参加できない。

#### 5 入札執行の日時及び場所

- (1) 入札書の提出期限  
令和8年3月6日(金) 午後4時  
なお、郵便による入札の場合は、書留郵便により提出期限までに必着のこと。
- (2) 入札書の提出場所  
〒309-1717 茨城県笠間市旭町 654  
茨城県立こころの医療センター 経理課
- (3) 開札日時及び場所
  - ア 日時  
令和8年3月9日(月) 午前10時
  - イ 場所  
〒309-1717 茨城県笠間市旭町 654  
茨城県立こころの医療センター 集会ホールC
- (4) 手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
- (5) 入札保証金及び契約保証金
  - ア 入札保証金  
見積もる契約金額の100分の5以上の額  
ただし、茨城県病院局会計規程(平成18年茨城県病院事業管理規定21号。以下「規定」という。)第112条第2項各号に該当する場合は、その全部又は一部を免除する。
  - イ 契約保証金  
契約金額の100分の10以上の額  
ただし、規程第107条第2項各号に該当する場合は、その全部又は一部を免除する。
- (6) 入札方法
  - ア 入札金額は、品目ごとに記載すること。なお、落札決定にあたっては、入札金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札内訳書に記載すること。

イ 提出した入札書の引き替え又は変更は認めない。

ウ 入札執行回数は、初回入札を含めて2回を限度とする。初回入札において落札者がいない品目については、令和8年3月10日(火) 午前10時に茨城県立こころの医療センターにて再入札を行う。

エ 再入札においても落札者がいないときは、政令第167条の2第1項第8号の規定に基づき、最低価格入札者から見積書を徴し、予定価格の制限の範囲内で随意契約をする。

(7) 入札の無効

本公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札、入札に関する条件に違反した入札、その他規程第117条各号のいずれかに該当する場合の入札は無効とする。

(8) 落札者の決定方法

ア 落札者の決定は品目ごとに行うものとし、規程第114条の規定に基づいて作成された品目ごとの予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とし、契約の相手方とする。

イ 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。

ウ 5の(8)イの同価の入札をした者のうち、出席しない者又はくじを引かない者があるときは、入札執行事務に関係のない職員に、これに代わってくじを引かせ落札者を決定するものとする。

エ 落札者とされなかった入札参加者から請求があったときは、速やかに、落札者を決定したこと、落札者の住所及び氏名(法人の場合は、所在地、名称又は商号及び代表者の氏名)、落札金額並びに当該請求を行った入札参加者が落札されなかった理由又は無効とされた場合にあっては無効とされた理由を、当該請求を行った入札者に書面をもって通知するものとする。ただし、開札に立ち会った入札参加者は、開札の場所において口頭で通知することでこれを省略できるものとする。

オ 落札者が、指定の期日までに契約書の取り交わしをしないときは、落札の決定を取り消すものとする。

(9) 契約書の作成の要否

要

6 その他

(1) この調達に係る令和8年度当初予算が否決された場合又は執行が停止された場合は、この公告並びにこの公告によって生じる一切の決定、権利及び義務は効力を失うものとする。

(2) 詳細は、入札説明書による。